

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	1
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（抄）	43
○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	51
○ 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）（抄）	53
○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）	55
○ 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百十四号）（抄）	57
○ 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）（抄）	59
○ 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）（抄）	61
○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）（抄）	65
○ 訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	67
○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）	69

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）		71
○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）		77
○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）		79
○ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）		83

〇宅地建物取引業法〔昭和二十七年
法律第百七十六号〕（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条―第十四条）

第三章 宅地建物取引主任者（第十五条―第二十四条）

第四章 営業保証金（第二十五条―第三十条）

第五章 業務

第一節 通則（第三十一条―第五十条）

第二節 指定保証機関（第五十一条―第六十四条）

第五章の二 宅地建物取引業保証協会（第六十四条の二―第六十四条の二十五）

第六章 監督（第六十五条―第七十二条）

第七章 推則（第七十三条―第七十八条）

第八章 罰則（第七十九条―第八十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいい、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域内のその他の土地で、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられてゐるもの以外のものを含むものとする。

二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうものという。

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者という。

第二章 免許

(免許)

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店、支店その他の政令で定めるものという。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道

府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び前項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

（免許の申請）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して建設大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第十五条第一項に規定する者（同条第二項の規定によりその者とみなされる

者を含む。第八系第三項第六号において同じの氏名及び住所

六 他に事業を行なっているときは、その事業の種類

二 前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書

二 第五系第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 第十五系第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

四 その他建設省令で定める書面

(免許の基準)

第五系 建設大臣又は都道府県知事は、第三系第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合又は免許申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしないもの。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 第六十六系第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この系、第十八系第一項、

第六十五條第二項及び第六十六條において同じであつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを
含む。

二の二 第六十六條第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の際の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一條第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者（解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二の三 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一條第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人（合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 免許の申請前五年以上に宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為をした者

五 宅地建物取引業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者

六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

九 事務前について第十五條に規定する要件を欠く者

二 建設大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を附した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

（免許換之の場合における従前の免許の効力）

第七条 宅地建物取引業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において同項の規定により建設大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一 建設大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することになったとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することになったとき。

三 都道府県知事の免許を受けた者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することになったとき。

第三章 宅地建物取引主任者

（取引主任者の設置）

第十五条 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、その業務に従事する者の数に応じて建設省令で定める数の成年者である専任の取引主任者（第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

二 前項の場合において、宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。第六十九条第一項において同じ。）が取引主任者であるときは、その者が自ら主として業務に従事する事務所については、その者は、その事務所における成年者である専任の取引主任

者とみなす。

ヨ 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

（秘密保持義務等）

第十六条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

又 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録）

第十八条 試験に合格した者で、次の各号のいずれにも該当しないものは、建設省令の定めるところにより、当該試験を行なった都道府県知事の登録を受けることができる。

一 宅地建物取引業に係る営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 第六十六條第八号又は第九号に該当することにより第三條第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない

もの

四の二 第六十六條第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一條第一項第五号の規定による届出があつた若し宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除くことで当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五條第一項第二号の三に該当する者

五 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 第六十八條の二第一項第二号から第四号まで又は同條第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

七 第六十八條の二第一項第二号から第四号まで又は同條第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者の登録の消除の申請について相当の理由がある者を除くことで当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

八 第六十八條の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二條第一号の規定によりその登録が消除され、またその期間が満了しない者

二 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引主任者資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他建設者やで

定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登録してするものとする。

(死亡等の届出)

第二十一条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をうけている都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 第十八条第一項第一号又は第三号から第五号までに該当するに至つた場合 本人

三 第十八条第一項第二号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人

(省令への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、試験、指定試験機関、第十八条第一項の登録、その移転及び取引主任者証に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第四章 営業保証金

(事務所新設の場合の営業保証金)

第二十六條 宅地建物取引業者は、事業の開始後新たに事務所を設置したとき(第七条各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。)は、当該事務所につき前条第二項の政令で定める額の営業保証金を供託しなければならない。

又 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

（営業保証金の取戻し）

第三十条 第三條第二項若しくは第十一條第三項の規定により免許が効力を失ったとき、同條第一項第一号若しくは第二号に該当することになったとき、又は第二十五条の規定により免許を取り消されたときは、宅地建物取引業者であつた者又はその承継人（第七十六條の規定により宅地建物取引業者とみなされる者を除く。）は、当該宅地建物取引業者であつた者が供託した営業保証金を取り戻すことができる。宅地建物取引業者が一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金の額が第二十五条第二項の政令で定める額を超えることとなったときは、その超過額について、宅地建物取引業者が前條第一項の規定により供託した場合においては、移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金についても、また同様とする。

2 前項の営業保証金の取りもどし（前條第一項の規定により供託した場合における移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金の取りもどしを除く。）は、当該営業保証金につき第三十七條第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。ただし、営業保証金を取りもどすことができない事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取りもどしに關し必要な事項は、法務省令・建設省令で定める。

第五章 業務

第一節 通則

（媒介契約）

第三十四条の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約（以下この条において「媒介契約」という。）を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示

二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額

三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの可否及びこれを許す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に關する事項

四 媒介契約の有効期間及び解除に關する事項

五 報酬に關する事項

六 その他建設省令で定める事項

二 宅地建物取引業者は、前項第二号の評価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならぬ。

三 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを禁ずる媒介契約（以下「専任媒介契約」という。）の有効期間は、三月を超えることができない。これより長い期間を定めたときは、その期間は、三月とする。

四 前項の有効期間は、依頼者の申出により、更新することができ、ただし、更新の時から三月を超えぬこと

ができない。

5 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以上報告しなければならない。

6 前三項の規定に反する特約は、無効とする。

（代理契約）

第三十四条の三 前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地又は建物の売買又は交換の代理を依頼する契約について準用する。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その若し取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に關し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面を交付して説明をさせなければならない。）

一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記載された所有者の氏名（法人にあっては、その名称）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに關する事項の概要

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他建設省令で定める事項

五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）第二系第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一むねの建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同系第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一むねの建物又はその敷地（一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で建設省令で定めるもの

六 代金、交換差金及び借貸以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

七 契約の解除に関する事項

八 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

九 第四十一条第一項に規定する前金を受領しようとする場合における同系の規定による措置の概要

十 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に關し受領する代金、交換差金、借貸その他の金銭（第四十一条第一項の規定により保全の措置が講ぜられている前金を除

くじであつて建設省令で定めるものをいう。以下同じ。を受領しようとする場合において、第六十四条の第三第二項の規定による保証の措置その他建設省令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十一 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の割賦販売（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。）の相手方に対して、その者が取得しようとする宅地又は建物に關し、その割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者として、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分）で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二條第一項において同じ。）の額並びにその支払の時期及び方法

三 取引主任者は、前二項の説明をするときは、宅地建物取引業者の相手方等に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

四 第一項又は第二項の書面の交付に当たつては、取引主任者は、当該書面に記名押印しなければならない。

(事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等)

第三十七条の二 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他の建設省令で定める場所(以下この条において「事務所等」という。)以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主(事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。)は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 買受けの申込みをした者又は買主(以下この条において「申込者等」という。)が、建設省令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して五日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

三 申込みの撤回等は、申込者等が前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

四 申込みの撤回等が行われた場合においては、宅地建物取引業者は、申込者等に対し、速やかに、買受けの申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭を返還しなければならない。

五 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(手附の額の制限等)

第三十九条 宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二をこえる額の手附を受領することができない。

2. 宅地建物取引業者が、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手附を受領したときは、その手附がいかなる性質のものであつても、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手附を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約の解除をすることができ、
3. 前項の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

(前金の保全)

第四十一条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行なう当該工事に係る宅地又は建物の売買でみずから売主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後でなければ、買主から前金(代金の全部又は一部として授受される金銭及び手附その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。)を受領してはならない。ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領しようとする前金の額(すでに受領した前金があるときは、その額を加えた額)が代金の額の百分の五以下であるときは、この限りでない。

一、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は建設大臣が指定する者(以下この条において「銀

行等」という。この間において、宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務を負うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が前金の返還債務を連帯して保証することを約する書面を買主に交付すること。

二 保険事業者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項の免許を受けて保険事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）との間において、宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務の不履行により買主に生じた損害のうち少なくとも当該返還債務の不履行に係る前金の額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結し、かつ、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付すること。

三 前項第一号の規定による保証委託契約は、銀行等が次の各号に掲げる要件に適合する保証契約を買主との間において成立させることを内容とするものでなければならない。

一 保証債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した前金の返還債務の全部を保証するものであること。

二 保証すべき前金の返還債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した前金に係る宅地又は建物の引渡しまでに生じたものであること。

三 第一項第二号の規定による保証保険契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない

い。

一、保険金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする前金の額（すでに受領した前金があるときは、その額を加えた額）に相当する金額であること。

二、保険期間が、少なくとも保証保険契約が成立した時から宅地建物取引業者が受領した前金に係る宅地又は建物の引渡しまでの期間であること。

四、宅地建物取引業者が、第一項に規定する宅地又は建物の売買を行なう場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）において、同項第一号又は第二号に掲げる措置を講じないときは、買主は、前金を支払わないことができる。

（証明書の携帯等）

第四十八条 宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければ、その若をその業務に従事させてはならない。

五、前項の証明書を携帯する従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、同項の証明書を提示しなければならない。

（標識の掲示等）

第五十条 宅地建物取引業者は、その事務所及び建設省令で定めるその業務を行なう場所ごとに、公衆の

五、宅地建物取引業者は、前項に規定する場所について、建設省令の定めるところにより、あらかじめ、

エ、宅地建物取引業者は、前項に規定する場所について、建設省令の定めるところにより、あらかじめ、所在地、業務内容及び業務を行なう期間を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第二節 指定保証機関

(指定)

第五十一条 第四十一条第一項第一号の指定（以下この節において「指定」という。）は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行なう当該工事に係る宅地又は建物の売買に関し宅地建物取引業者が買主から受領する前金の返還債務を保証する事業（以下「前金保証事業」という。）を営もうとする者の申請により行なう。

2. 指定を受けようとする者は、建設省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一、商号

二、役員の名及び住所

三、本店、支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地

四、資本の額

3. 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一、定款及び事業方法書

二 収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

三 前金保証事業に係る保証委託契約約款

四 その他建設省令で定める書類

4. 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 建設大臣は、指定を申請した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二 前号に規定するほか、その行なおうとする前金保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

四 前金保証事業に係る保証委託契約約款の内容が建設省令で定める基準に適合しないこと。

五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないこと。

六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなつた日から五年を経過しないこと。

七、役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあること。

イ、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

ロ、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を
終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ、指定を受けた者へ以下この節において「指定保証機関」という。が第六十二条第二項の規定に
より指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日
以内にその指定保証機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

(変更の届出)

第五十三条 指定保証機関は、第五十一条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第三号
に掲げる書類に記載した事項について変更があつた場合においては、建設省令の定めるところにより、
二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

(事業の不開始又は休止に基づく指定の取消し)

第五十四条 建設大臣は、第六十二条第二項の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保証機関が指
定を受けた日から三月以内に前金保証事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その前金保証事業
を休止したときは、当該指定保証機関について公開による聴聞を行つた後、その指定を取り消すこと
ができる。

2. 第六十九條第二項から第四項までの規定は、前項の聴聞について準用する。

(廃業等の届出)

第五十五條 指定保証機関が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅した場合 消滅した会社を代表する役員であつた者

二 破産により解散した場合 その破産管財人

三 合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人

四 前金保証事業を廃止した場合 その会社を代表する役員

2. 前項第二号から第四号までの規定により届出があつたときは、指定は、その効力を失う。

(兼業の制限)

第五十六條 指定保証機関は、前金保証事業以外の事業を営んではならない。ただし、買主の保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(改善命令)

第六十一條 建設大臣は、指定保証機関が第五十二條第二号から第四号までの規定に該当することとなつた場合において、買主を保護するため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保証機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第六十二条 建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なった後、当該指定保証機関に対して、必要な指示をすることができる。

一 前金保証事業に関しその関係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。

二 前金保証事業に関し不誠実な行為をしたとき。

三 前金保証事業に関し他の法令に違反し、指定保証機関として不適当であると認められるとき。

又、建設大臣は、指定保証機関が次の各号の一に該当する場合においては、当該指定保証機関について公開による聴聞を行なった後、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて前金保証事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により指定を受けたとき。

二 第五十二条第一号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

三 第五十三条の規定による届出を怠つたとき。

四 第五十五条第一項の規定による届出がなく、同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

五 第五十六条の規定に違反して前金保証事業以外の事業を営んだとき。

六 第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。

七、前条の規定による改善命令に違反したとき。

八、前項の規定による指示に従わなかつたとき。

九、この法律の規定に基づく建設大臣の処分違反したとき。

三、第六十九条第二項から第四項までの規定は、前二項の聴聞について準用する。

(事業報告書等の提出)

第六十三条 指定保証機関は、毎事業年度開始前に、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣に提出しなければならない。

二、指定保証機関は、事業計画書に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

三、指定保証機関は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第六十四条 建設大臣は、前金保証事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、指定保証機関に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行なう場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。

二、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたと

きは、これを提示しなければならない。

3. 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章の二 宅地建物取引業保証協会

(指定)

第六十四条の二 建設大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができるものと認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行なう者として、指定することができる。

一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。

二 申請者が宅地建物取引業者のみを社員とするものであること。

三 申請者が第六十四条の二十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

四 申請者の役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者

ロ 指定を受けた者へ以下この章において「宅地建物取引業保証協会」という。が第六十四条の

二十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ズ 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該宅地建物取引業保証協会の名称、住所及び事

業所の所在地並びに第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する并済業務開始日を官報で公示するとともに、当該宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者が免許を受けた都道府県知事にその社員である旨を通知するものとする。

3. 宅地建物取引業保証協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4. 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

5. 第一項の指定の申請に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(業務)

第六十四条の三 宅地建物取引業保証協会は、次の各号に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一 宅地建物取引業者の相手方等からの社員の取り扱った宅地建物取引業に係る取引に関する苦情の解決

二 取引主任者その他宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対する研修

三 社員と宅地建物取引業に関し取引をした者（社員とその者が社員となる前に宅地建物取引業に関し取引をした者を含む。）の有するその取引により生じた債権に関し并済をする業務（以下「并済業務」という。）

2. 宅地建物取引業保証協会は、前項の業務のほか、社員である宅地建物取引業者との契約により、当該

宅地建物取引業者が受領した支払金又は預り金の返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を負うこととなつた場合においてその返還債務その他宅地建物取引業に関する債務を連帯して保証する業務（以下「一般保証業務」という。）を行なうことができる。

3. 宅地建物取引業保証協会は、前二項に規定するもののほか、建設大臣の承認を受けて、宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務を行うことができる。

4. 宅地建物取引業保証協会は、建設省令の定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（社員の加入等）

第六十四条の四 一の宅地建物取引業保証協会の社員である者は、他の宅地建物取引業保証協会の社員となることができない。

2. 宅地建物取引業保証協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその地位を失つたときは、直ちに、その旨を当該社員である宅地建物取引業者が免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

3. 宅地建物取引業保証協会は、社員が社員となる前（第六十四条の八第一項の規定により建設大臣の指定する弁済業務開始日前に社員となつた者については当該弁済業務開始日前）に当該社員と宅地建物取引業に関し取引をした者の有するその取引により生じた債権に関し同項の規定による弁済が行なわれるこ

とにより并済業務の円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるときは、当該社員に対し、担保の提供を求めることができる。

(并済業務保証金分担金の納付等)

第六十四条の九 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、并済業務保証金に充てるため、主たる事務所及びその他の事務所ごとに政令で定める額の并済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

一、宅地建物取引業者で宅地建物取引業保証協会に加入しようとする者 その加入しようとする日

二、第六十四条の二第一項の規定による指定の日にその指定を受けた宅地建物取引業保証協会の社員である者 前条第一項の規定により建設大臣の指定する并済業務開始日の一月前の日

2. 宅地建物取引業保証協会の社員は、前項の規定による并済業務保証金分担金を納付した後に、新たに事務所を設置したとき(第七條各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。)は、その日から二週間以内に、同項の政令で定める額の并済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

3. 宅地建物取引業保証協会の社員は、第一項第二号に規定する期日までに、又は前項に規定する期間内に、これらの規定による并済業務保証金分担金を納付しないときは、その地位を失う。

4. 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、并済業務保証金の追加の供託及び并済業務保証金分担金の追加納付又は并済業務保証金の取戻し及び并済業務保証金分担

金の返還に関して、所要の経過措置（経過措置に関し監督上必要な措置を含む。）を定めることができる。

（事業計画書等）

第六十四条の十六 宅地建物取引業保証協会は、毎事業年度開始前に（第六十四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後すみやかに）、収支の見積りその他建設省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、建設大臣の承認を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同様とする。

二 宅地建物取引業保証協会は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

（一般保証業務）

第六十四条の十七 宅地建物取引業保証協会は、一般保証業務を行なう場合においては、あらかじめ、建設省令の定めるところにより、建設大臣の承認を受けなければならない。

二 宅地建物取引業保証協会は、一般保証業務を廃止したときは、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

三 第五十七条から第六十条までの規定は、一般保証業務を行なう宅地建物取引業保証協会に準用する。
この場合において、第六十条中「政令」とあるのは、「建設省令」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第六十四条の十八 第六十四条の規定は、宅地建物取引業保証協会について準用する。この場合において、同条第一項中「前金保証事業」とあるのは、「宅地建物取引業保証協会の業務」と読み替えるものとする。

(役員を選任等)

第六十四条の十九 宅地建物取引業保証協会の役員を選任及び解任並びに解散の決議は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(改善命令)

第六十四条の二十 建設大臣は、この章の規定を施行するため必要があるときは、その必要の限度において、宅地建物取引業保証協会に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(解任命令)

第六十四条の二十一 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又はその在任により当該宅地建物取引業保証協会が第六十四条の二第一項第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該宅地建物取引業保証協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第六十四条の二十二 建設大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行なった後、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一、 弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二、 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三、 第六十四条の二十又は前条の規定による処分違反したとき。

2. 建設大臣は、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消したとき、又は宅地建物取引業保証協会が解散したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3. 第六十九条第二項から第四項までの規定は、第一項の聴聞について準用する。

第六章 監督

(指示及び業務の停止)

第六十五条 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をする事ができる。

- 一、業務に関し取引の關係者に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれが大であるとき。
- 二、業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又は取引の公正を害するおそれが大であるとき。
- 三、業務に関し他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。
- 四、取引主任者が、第六十八條又は第六十八條の二第一項の規定による処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由があるとき。

建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一、前項第三号又は第四号に該当するとき。
- 二、第十三條、第十五條第三項、第二十五條第五項（第二十六條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十二條、第三十三條の二、第三十四條、第三十四條の二第一項若しくは第二項（第三十四條の三において準用する場合を含む。）、第三十五條第一項若しくは第二項、第三十六條、第三十七條

第一項若しくは第二項、第四十一條第一項、第四十三條から第四十五條まで、第四十六條第二項、第四十七條、第六十四條の九第二項、第六十四條の十第二項、第六十四條の十二第四項、第六十四條の十五前段又は第六十四條の二十三前段の規定に違反したとき。

三、前項又は次項の規定による指示に従わないとき。

四、この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分違反したとき。

五、前三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行爲をしたとき。

六、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行爲をしたとき。

七、法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行爲をした者があるに至つたとき。

八、個人である場合において、政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行爲をした者があるに至つたとき。

三、都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、第一項各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該宅地建物取引業者に対して、必要な指示をすることができ。

四、都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内において業務を行なうものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、次の各号の一に該当する場合にお

いては、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第一項第三号又は第四号に該当するとき。

二 第十三条、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第二項又は第四十七条の規定に違反したとき。

三 第一項又は前項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく建設大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 前三号に規定する場合のほか、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（免許の取消し）

第六十六条 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

一 第五条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至ったとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの

一に該当する者があるに至ったとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第三号までの一に該当する者があるに至ったとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

九 前条第二項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

（取引主任者としてすべき事務の禁止）

第六十八条 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

一 宅地建物取引業者に自己が専任の取引主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の取引主任者である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をしたとき。

三 取引主任者として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

（登録の消除）

第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第五号までの一に該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により取引主任者証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項若しくは同条第二項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

二 第十八条第一項の登録を受けている者で取引主任者証の交付を受けていないもの（次条において「取引主任者資格者」という。）が次の各号の一に該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第五号までの一に該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 取引主任者としてすべき事務を行い、情状が特に重いとき。

(聴聞)

第六十九条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十五条、第六十六条、第六十八条又は前条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員。以下この条において同じ。）取引主任者若しくは取引主任者資格者又はこれらの代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

二 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

三 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知及び公示をした場合において、当該宅地建物取引業者、取引主任者若しくは取引主任者資格者又はこれらの代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第六十五条、第六十六条、第六十八条又は前条の規定による処分をすることができる。

四 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該宅地建物取引業者、取引主任者又は取引主任者資格者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第六十五条、第六十六条、第六十八条又は前条の規定による処分をすることができる。

第七章 雑則

(免許の取消し等に伴う取引の結了)

第七十六条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失ったとき、又は宅地建物取引業者が第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条の規定により免許を取り消されたときは、当該宅地建物取引業者であつた者又はその一般承継人は、当該宅地建物取引業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなす。

第八章 罰則

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者
 - 二 第十二条第一項の規定に違反した者
 - 三 第十三条第一項の規定に違反して他人に宅地建物取引業を営ませた者
 - 四 第六十五条第二項又は第四項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者
- 第八十条 第四十七条の規定に違反して同条第一号又は第二号に掲げる行爲をした者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条の二 第十六条の八第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十条の三 第十六条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条及び第四十四条の規定に違反した者並びに第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十二条第二項、第十三条第二項、第十五条第三項又は第四十六条第二項の規定に違反した者
- 三 不正の手段によつて第四十一条第一項第一号の指定を受けた者
- 四 第五十六条の規定に違反して前金保証事業以外の事業を営んだ者
- 五 第六十条（第六十四条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して保証委託契約を締結した者

六 第六十一条又は第六十四条の二十の規定による命令に違反した者

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条、第五十条第二項、第五十三条、第六十三条第二項又は第七十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条、第四十六条第四項又は第五十条第一項の規定に違反した者

三 第四十五条又は第七十五条の二の規定に違反した者

四 第四十九条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第六十三条第一項若しくは第三項、第六十四条第一項（第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは事業計画書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした事業計画書若しくは虚偽の資料を提出した者

六 第六十四条第一項（第六十四条の十八において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

又 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第八十三条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十六条の十三第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十九条、第八十条及び第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、その行爲者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行爲を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第八十五条 第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五条第三項又は第七十五条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

○積立式宅地建物販売業法〔昭和四十六年法律第百十一号〕（抄）

（目的）

第一系 この法律は、積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行なうことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、もつて購入者等の利益の保護を図るとともに積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二系 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に規定する宅地をいう。

二 積立式宅地建物販売 宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の販売（請負その他いかなる名義をもつてするかを問わず、対価を得て、建物を建築し、その所有権を取得させることを含む。）で、目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に相手方からその対価の全部又は一部に充てるための金銭（以下「積立金」という。）を二回以上にわたり受け入れるものをいう。

三 積立式宅地建物販売業 積立式宅地建物販売を業として行なうことをいう。

四 積立式宅地建物販売業者 次条第一項の許可を受けて積立式宅地建物販売業を営む者をいう。

（積立式宅地建物販売業の許可）

第三系 積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあっては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

二 前項の許可を受けようとする者は、政令で定める許可手数料を納めなければならない。

（許可の基準）

第五条 建設大臣又は都道府県知事は、第三系第一項の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していることを認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 資本又は出資の額が積立式宅地建物販売の相手方を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものを満たす者であること。

二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額を満たす者であること。

三 前二号に掲げるもののほか、その行なおうとする積立式宅地建物販売業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

四 法人又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ず

る者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次条及び第四十四条において同じ。）若しくは政令で定める使用人が積立式宅地建物販売業に關して不正又は不誠実な行爲をするおそれが明らかな者でないこと。

五 積立式宅地建物販売契約約款の内容が政令で定める基準に適合する者であること。

二 前項第二号の資産の合計額及び負債の合計額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第六条 建設大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、許可をしてはならない。

一 法人でない者

二 宅地建物取引業法第三條第一項の免許又は建設業法第三條第一項の許可を受けていない法人

三 第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

四 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 許可の申請前五年以内に積立式宅地建物販売業に關し不正又は著しく不当な行爲をした法人

六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 積立式宅地建物販売業者が第四十四条第二項第八号から第十一号までの一に該当することにより許可
を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の公告の日前六十日以内にその積立
式宅地建物販売業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で、その処分があつた日から五年を経過
しないもの

ハ 許可の申請前五年以上以内に積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

(証明書の携帯等)

第三十七条 積立式宅地建物販売業者は、建設省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であること
を証する証明書を携帯させ、又は記章の着用その他の方法によりその従業者であることを表示させなければ、
その者をその業務に従事させてはならない。

2 前項の証明書を携帯する従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、同項の証明書を提示しなければ
ならない。

(建設業者による積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の適用等)

第四十条 建設業者である積立式宅地建物販売業者が売買以外の契約に基づいて行う積立式宅地建物販売につ

いては、その者を宅地建物取引業法第二系第三号の宅地建物取引業者とみなして、同法第三十二系、第三十五系第二項及び第四項、第三十七系の二、第三十八系、第四十三系から第四十四条まで並びに第四十七系（同系第一号に該当する場合に限る。）の規定（同法第三十二系、第四十四系及び第四十七系の規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十五系第二項中「詐欺販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない」とあるのは「目的物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定するまでの間に、次の各号に掲げる事項について説明をしなければならない」と、同系第四項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七系の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同系第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」と、同法第三十八系第一項中「みずから売主となる宅地又は建物の売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、同法第四十三系第一項及び第三項中「不動産売買の先取特権」とあるのは「不動産工事の先取特権」とする。

2 建設業者である積立式宅地建物販売業者が行なう積立式宅地建物販売について民法（明治二十九年法律第八十九号）の請負に関する規定が適用される場合においては、その目的物の瑕疵^{かし}を担保すべき責任に関し、

同法第六百三十八系第一項に規定する期間につき二年に満たない特約をしてはならない。

3 前項の規定に反する特約は、無効とする。

(宅地建物取引業法第三十三条の二の規定等の不適用)

第四十一条 宅地建物取引業法第三十三条の二及び第四十一条並びに建設業法第二十一条の規定は、積立式宅地建物販売業者が行う積立式宅地建物販売については、適用しない。

(業務の停止及び許可の取消し)

第四十四条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十五条の規定に違反したとき。
- 三 第十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して、積立式宅地建物販売の契約を締結したとき。
- 四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 五 第三十七条第一項、第三十八条又は第三十九条の規定に違反したとき。
- 六 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 七 前各号に規定する場合のほか、積立式宅地建物販売業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 八 役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止の処分をしようとするとき以前五年以内に積立式宅地

建物販売業に關し不正又は著しく不当な行爲をした者があるに至つたとき。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者が次の各号の一に該当するとき

は、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第五条第一項第一号に規定する要件を欠くに至つたとき。

二 第六条第四号の規定に該当するに至つたとき。

三 役員又は政令で定める使用人のうちに第六条第六号イ又はロの規定に該当する者があるに至つたとき。

四 宅地建物取引業法第一項の免許又は建設業法第三条第一項の許可を取り消されたとき。

五 第九条各号の一に該当する場合において、第三条第一項の許可を受けていないことが判明したとき。

六 許可を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなく、同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

八 前条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされなかつたとき。

九 前条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

十一 前項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分違反したとき。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による届出を怠った者

二 第三十四条第二項の規定に違反して同項に規定する書面を交付しなかった者

三 第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第三十九条の規定に違反して同条に規定する標識を掲げなかった者

○刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

〔傷害罪〕

第二百四條 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百円〔十万円〕以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス

〔傷害助勢罪〕

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十円〔一万円〕以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス

〔暴行罪〕

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ二年以下ノ懲役若クハ五百円〔十万円〕以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ処ス

〔兇器準備集合罪・兇器準備結集罪〕

第二百八條ノ二ニ人以上ノ者他人ノ生命 身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円〔十万円〕以下ノ罰金ニ処ス

②前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス
〔脅迫罪〕

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円（十万円）以下ノ罰金ニ処ス

②親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ
〔背任罪〕

第二百四十七条 他人ノ為メ其事務ヲ処理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ図リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ為シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千円（二十万円）以下ノ罰金ニ処ス

○暴力行爲等処罰に関する法律〔大正十五年〕（抄）
法律第六十号

〔集團的暴行罪、脅迫罪、器物毀棄罪〕

第一条 団体若ハ多衆ノ威カヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威カを示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法
〔明治四十年四月法律第四五号〕第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以
下ノ懲役又ハ五百円（十万円）以下ノ罰金ニ処ス

〔銃砲又は刀剣類使用による傷害罪〕

第一条ノ二 銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

③ 前項ノ罪ハ刑法第三条ノ例ニ從フ

〔常習的傷害罪、暴行罪、脅迫罪、器物毀棄罪〕

第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人
ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三年以上五年以下ノ懲役
ニ処ス

〔集團的・常習的面会強請罪・強談威迫罪〕

第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ
為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百円（二万円）以下ノ罰金ニ処ス

②常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

（集團的犯罪請託罪、同受託罪）

第三條 第一條ノ方法ニ依リ刑法第百九十九條、第二百四條、第二百八條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條、第二百六十條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者及情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓（一萬圓）以下ノ罰金ニ処ス

② 第一條ノ方法ニ依リ刑法第九十五條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五十圓（一萬圓）以下ノ罰金ニ処ス

○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）

（登録の拒否）

第七条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）以下この号において、という。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 禁錮以上の刑へこれに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又

は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

二 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

○ 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）（抄）

（登録の拒否）

第六条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者

二 資本又は出資の額が抵当証券の購入者を保護するため必要かつ適当と認められる金額として政令で定める金額に満たない法人

三 他の抵当証券業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の抵当証券業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

四 第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又は貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者又は准禁治産者

ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは貸金業の規制等に関する法律の規定に違反し、又は刑法へ明治四十年法律第四十五号、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百三十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行爲等処罰に関する法律へ大正十五年法律第六十号の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わりと、又はその刑の執行を受け、ることがなくなつた日から三年を経過しない者

ホ 抵当証券業者が第二十四条第一項の規定により第三条の登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその抵当証券業者の役員であつた者で、その処分の日から三年を経過しないもの
七 抵当証券業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

○計量法（昭和二十六年法律第二百七号）（抄）

（計量士）

第百五十九条 計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するため必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）を職務とする。

（登録）

第百六十条 計量士になろうとする者は、通商産業省令で定める計量士の区分ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の欠格事項）

第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、計量士の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二 第百六十六条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

（登録条件）

第百六十二条 計量士の登録を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験に合格し、かつ、当該計量士の区分に応じて通

商産兼省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 計量教習所の課程を修了し、かつ、当該計量士の区分に依じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて計量行政審議会が前号に掲げる者と同并以上の学識経験を有するものと認めたる者

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（建設業の許可）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額へその工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3 第一項の許可は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可（前項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（前項の許可の更

新を含む。以下「特定建設業の許可」という。〕を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可へ前項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。〕を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

（許可の基準）

第十五条 建設大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していることを認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を真正に実施するために必要な専門の知識及びその应用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならぬ。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ建設大臣が定めるものを受けた者

ロ 第七条第二号イ ロスはハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注

者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ、建設大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三、発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基础を有すること。

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものへ以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

二、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者へ当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものへ以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ。

4 指定建設業に係る建設工事で国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関するものについては、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、二名を選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、指定建設業監理技術者資格者証を提示しなければならない。

(契約の申込みの撤回等)

約金の支払を請求するところからでない。

つては、当該書面を受領した日以後において、割賦販売業者から申込みの撤回等を行うことができない旨及び

その申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合においてその告げられた日から起算して七日を経過したとき。

二 申込者等が、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の場合における当該契約に係る賦払金の全部の支払の義務を履行したとき。

三 申込者等が割賦販売業者から指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、当該契約に係る指定商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、割賦販売業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

5 前各項の規定は、割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて申込者等のために商行為となるものの又はその申込みについては、適用しない。

○訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第6条 販売業者が営業所等以外の場所において指定商品へその販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者が営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその購入者へ以下この条において「申込み者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除へ以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、販売業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込み者等が前条第二項又は第三項の書面を受領した日（その日前に第四条本文の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）以後において販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日から起算して七日を経過したとき。

二 申込み者等が販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価値が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行

うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を提出した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、販売業者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは無効とする。

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（外務員の証明書携帯等）

第十二条の六 旅行業者は、勧誘員、販売員、外友員その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者のために旅行業務について取引を行なう者（以下「外務員」という。）に、運輸省令で定める様式による証明書を携帯せねければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

2 外務員は、その業務を行なうときは、前項の証明書を提示しなければならない。

3 外務員は、その所屬する旅行業者に代りつて、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。ただし、旅行者が悪意であつたときは、この限りでない。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を提示しなかつた者
- 三 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を提示せず、又は備之置かなかつた者
- 四 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせたる者
- 五 第十二条の七の規定に違反して広告をした者
- 六 第十二条の九第一項の規定に違反してその営業所において提示すべき標識以外の標識を提示した者

七 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者

八 第十四条の四第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

九 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、一の限りでない。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

〔復代理人の選任及び監督に関する代理人の責任〕

第百五条 代理人カ前条ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及び監督ニ付キ本人ニ對シテ其責ニ任ス
②代理人カ本人ノ指名ニ從ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠実ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任セス

〔復代理人の権限〕

第百七条 復代理人ハ其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス

②復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ對シテ代理人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

〔消費貸借の意義〕

第百八十七条 消費貸借ハ当事者ノ一方カ種類、品算及ヒ数量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金、錢、其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔準消費貸借〕

第百八十八条 消費貸借ニ因ラスシテ金、錢、其他ノ物ヲ給付スル義務ヲ負フ者アル場合ニ於テ当事者カ其物ヲ以テ消費貸借ノ目的ト爲スコトヲ約シタルトキハ消費貸借ハ之ニ因リテ成立シタルモノト看做ス

〔消費貸借の予約と当事者の一方の破産〕

第百八十九条 消費貸借ノ予約ハ爾後当事者ノ一方カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其効力ヲ失フ

〔貸主の担保責任〕

第五百九十条 利息附ノ消費貸借ニ於テ物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ貸主ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス但損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

②無利息ノ消費貸借ニ於テハ借主ハ瑕疵アル物ノ価額ヲ返還フルコトヲ得但貸主カ其瑕疵ヲ知リテ之ヲ借主ニ告ケサリシトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

〔返還の時期〕

第五百九十一条 当事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ貸主ハ相当ノ期間ヲ定メテ返還ノ催告ヲ爲スコトヲ得

②借主ハ何時ニテモ返還ヲ爲スコトヲ得

〔物の返還不能の場合におけるその価額の償還〕

第五百九十二条 借主カ第五百八十七条ノ規定ニ依リテ返還ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ其時ニ於ケル物ノ価額ヲ償還スルコトヲ要ス但第四百二条第二項ノ場合ハ此限ニ存ナス

一物の引渡及び権利移転に関する受任者の義務

第六百四十六条 受任者ハ委任事務ヲ処理スルニ当リテ受取リタル金銭其他ノ物ヲ委任者ニ引渡スコトヲ要ス其收取シタル果実亦同シ

②受任者カ委任者ノ爲メニ自己ノ名ヲ以テ取得シタル権利ハ之ヲ委任者ニ移転スルコトヲ要ス

〔金錢消費に關する受任者の責任〕

第六百四十七條 受任者カ委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ其利益ノ爲メニ用ユヘキ金額ヲ自己ノ爲メニ消費シタルトキハ其消費シタル日以後ノ利息ヲ払フコトヲ要ス尚ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

〔受任者の報酬請求權〕

第六百四十八條 受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

②受任者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ第六百二十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

③委任カ受任者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其履行ノ半途ニ於テ終了シタルトキハ其既ニ爲シタル履行ノ割合ニ應ジテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

〔受任者の費用前払請求權〕

第六百四十九條 委任事務ヲ処理スルニ付キ費用ヲ要スルトキハ委任者ハ受任者ノ請求ニ因リ其前払ヲ爲スコトヲ要ス

〔受任者の立替費用償還請求權・債務弁済請求權・損害賠償請求權〕

第六百五十條 受任者カ委任事務ヲ処理スルニ必要ト認ムヘキ費用ヲ出ダシタルトキハ委任者ニ對シテ其費用及ヒ支出ノ日以後ニ於ケル其利息ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

②受任者カ委任事務ヲ処理スルニ必要ト認ムヘキ債務ヲ負擔シタルトキハ委任者ヲシテ自己ニ代ハリテ其弁済ヲ

為サシメ又其債務弁済期ニ在ラサルトキハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得

③受任者カ委任事務ヲ処理スル為メ自己ニ過失ナクシテ損害ヲ受ケタルトキハ委任者ニ対シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

第十一節 寄託

〔寄託の意義〕

第六百五十七條 寄託ハ當事者ノ一方カ相手方ノ為メニ保管ヲ為スコトヲ約シテ、或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔受寄物の使用・第三者による受寄物の保管〕

第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス

②受寄者カ第三者ヲシテ受寄物ヲ保管セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ第五百五條及ヒ第五百七條第三項ノ規定ヲ準用ス

〔無償受寄者の注意の程度〕

第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ為ス責ニ任ス

〔受寄者の通知義務〕

第六百六十条 寄託物ニ付テ權利ヲ主張スル第三者カ受寄者ニ對シテ訴ヲ提起シ又ハ差押ヲ爲シタルトキハ受寄者ハ遲滞ナク其事實ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス

〔寄託者の損害賠償義務〕

第六百六十一条 寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラサリントキ又ハ受寄者カ之ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

〔寄託者の返還請求の時期〕

第六百六十二条 当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニデモ其返還ヲ請求スルコトヲ得

〔受寄者が返還をすることの出来る時期〕

第六百六十三条 当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メサリントキハ受寄者ハ何時ニデモ其返還ヲ爲スコトヲ得
②返還時期ノ定アルトキハ受寄者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ其期限前ニ返還ヲ爲スコトヲ得ス
〔寄託物返還の場所〕

第六百六十四条 寄託物ノ返還ハ其保管ヲ爲スヘキ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但受寄者カ正当ノ事由ニ因リテ其物ヲ転置シタルトキハ其現在ノ場所ニ於テ之ヲ返還スルコトヲ得

〔受寄者の権利義務に対する委任の規定の準用〕

第六百六十五條 第六百四十六條乃至第六百四十九條及び第六百五十條第一項、第二項ノ規定ハ寄託ニ之ヲ準用ス

〔消費寄託〕

第六百六十六條 受寄者カ契約ニ依リ受寄物ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テハ消費貸借ニ關スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）（抄）

（出資金の受入の制限）

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の金額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定且つ多数の者からの金銭の受入で、預金、貯金又は定期積金の受入及び、借入金その他何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう。

3 主として金銭の貸付の業務を営む株式会社（銀行及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十三項に規定する証券金融会社を除く。）が、社債の発行により、不特定且つ多数の者から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。

（浮貸し等の禁止）

第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受入れ

ハ受寄者
第六百五
五
ス
振

員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三
者へ、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）

（不動産鑑定業者の登録）

第二十二条 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土方に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたとときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、総理府令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては国土方長官に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。）の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名へ不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨

2 前項の登録申請書には、総理府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 不動産鑑定業務経歴書

二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面

三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面

四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

五 その他総理府令で定める書面

（登録の実施）

第二十四条 国土庁長官又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 国土庁長官又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わリ、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 第十六条第六号又は第七号に該当する者

四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人で、その役員のうち第二号から第五号までの一に該当する者のあるもの

(登録換之)

第三十六條 不動産鑑定業者は 次の各号の一に掲げる場合には あらかじめ、総理府令で定めるところにより
国土庁長官又は都道府県知事に登録換之の申請をしてその登録を受けなければならない。

一 国土庁長官の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するに
キ。

二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるととき。

三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所
を設けるととき。

2 国土庁長官又は都道府県知事は 前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録を
した都道府県知事又は国土庁長官に通知しなければならない。

3 第一項の登録換之は、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

○測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）（抄）

（測量業者の登録及び登録の有効期間）

第五十五条 測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 第一項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録を受けようとする者が次条第一項の規定による申請をした場合において、第一項の登録の有効期間の満了の日までに、第五十五条の五第一項の規定による登録又は登録を二六の六第一項の規定による登録の拒否の処分がなされないときは、それらの処分があるまでは、第二項に於ては、第一項の登録は、なお効力を有するものとみなす。

（登録の申請）

第五十五条の二 前条第一項の規定により登録を受けようとする者（前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。）は、建設省令で定めるところにより、建設大臣に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その資本又は出資の額及び役員の名

四 個人である場合においては、その氏名

五 主として請け買ひ測量の種類及び測量業以外の営業を行なつている場合においては、当該営業の

種類

（登録の実施及び登録の通知）

第五十五条の五 建設大臣は、第五十五の二（登録の申請）の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、第五十五条の二各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を測量業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第五十五条の六 建設大臣は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 第五十七条第一項第一号若しくは第三号又は同条第二項各号の一に該当することにより登録を取り消され、

その取消しの日から二年を経過しない者（当該取消しに係る測量業者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該測量業者の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三 第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者（当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものを含む。）

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人でその役員のうち第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

六 営業所については第五十五条の十三の要件を欠く者

七 建設大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。